

新クリーンセンター建設に係る環境影響評価方法書の意見書に対する見解書

環境影響評価方法書の公告・縦覧及び意見募集について

- | | |
|-----------|--|
| ・公告日 | : 平成24年7月23日(月) |
| ・縦覧期間 | : 平成24年7月23日(月)から8月22日(水) |
| ・縦覧場所 | : 長野県環境部環境政策課、長野県佐久地方事務所環境課
佐久市役所市民ホール、佐久市役所浅間出張所
小諸市役所生活環境課、北佐久郡軽井沢町役場生活環境課
北佐久郡御代田町役場町民課、森泉山財産組合事務所
北佐久郡立科町役場町民課 |
| ・意見募集期間 | : 平成24年7月23日(月)から9月5日(水) |
| ・意見提出先 | : 佐久市 環境整備推進局 新クリーンセンター整備推進室 |
| ・意見書の提出件数 | : 1件 |

特記事項

- ・同じ内容の質問・意見については、「意見 No. ○の見解と同じ」という表現で記載しています。

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
1	第2章	5-1 対象事業実施計画	2-4	・「現時点では施設配置、工事関係車両及び想定搬出入車両等の導入路は決定していない」とは、今までの佐久市の当該系の言ってきたことと異なります。	・市では、施設配置及び導入路について、あくまでもその時点における想定案を説明してきました。現在、建設候補地の地形測量に基づき敷地造成及び導入路の設計を行っており、今後、その成果を環境影響評価に反映していくため、標記の表現としています。
2	第2章	1.施設計画の概要	2-6	・どこへ灰を搬出するのか。また、上田市、千曲市、長野市、中野市の焼却炉においても「主灰」に含まれるセシウムよりも、「飛灰」に含まれるセシウムの量が多い。「飛灰」なるものの定義と説明が不足しています。	・焼却灰及び飛灰の搬出先は、現在、検討中で、準備書以降の焼却灰に係る説明文の中で飛灰の定義を記載します。
3	第2章	2.排ガスの想定計画値	2-7	・「2-5」の排ガスに関する想定計画値の項目に、ばいじん、硫酸化合物、塩化水素、窒素化合物、ダイオキシン類はあるが、なぜ「放射性物質」は入っていないのでしょうか。3・11の事故以降は、それが必須のはずです。たぶん「調査基準に入っていないから」「調査基準と定められていないから」という理屈で入れてないとしたら、あくまでもお役人的です。	・現行法では、放射性物質は排ガス規制項目には含まれていないため、同表に含めていません。なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。
4	第2章	1.想定搬入時間	2-8	・「想定搬入時間は日中を想定しているが、時間帯は今後検討する」ということですが、付近に御代田南小学校や平根小学校があることから、登校・下校の時間帯は避けるべきです。	・施設への搬入開始時間は、登校時を避け、午前8時30分以降とし下校時までには搬入が完了するよう努めます。
5	第2章	2.想定搬出入車両ルート	2-8	・「想定搬出入車両ルート」の中に高速道路とありますが、なぜですか。重車両による高速料金のことを考えると、経費が高む可能性があります。(税金の無駄です)。	・搬出入車両ルートは、交通安全を優先するため、可能な限り高速道路の利用を検討しています。なお、高速道路の利用料金は一般車両と同額です。
6	第2章	5-6 工事計画の概要	2-11	・工事計画の概要が示されていますが、工事を落札した業者では徹底できても、その子請け・孫請けの業者がかならず存在するはず。それらへの徹底は通常は難しい。徹底できているか否かを責任持ってチェックする機関が必要です。	・事業者の責任として、工事の施行監理を厳格に行います。
7	第3章	第1節 地域の概要	3-1	・なぜ「対象事業実施区域」が「佐久市・御代田町・小諸市及び軽井沢町」なのですか。小諸市は今回の焼却炉の事業組合に入っていないので、順番からすると、すくなくとも「佐久市・御代田町・軽井沢町及び小諸市」とすべきです。	・記載順は、対象事業実施区域（建設候補地）に近い順としています。

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
8	第3章	2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	3-24 ~3-55	<p>・「環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況」の中に「放射性物質」がないのはなぜでしょうか。たぶん「今までの法令の中にはない」という回答だと思われていますが、その「今までの法令」では対応できないのが、3・11以降のセシウム、シーベルト・ベクレルなどの用語で代表される放射性物質です。「環境の保全を目的」とするならば、ぜひその中に含めるべきです。「今までの法令の中にはない」というのでは、お役人的すぎます。</p>	※意見 No.3 の見解と同じ
9	第3章	2-7 環境の保全を目的とした関係法令等による指定、規制等の状況	3-24 ~3-55	<p>・「大気質（環境基本法等、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、一般廃棄物処理施設の維持管理基準上の基準<一酸化炭素のみ>）、騒音、振動、悪臭、水質、地下水、土壌、自然保護、景観、廃棄物等、温室効果ガス等」と載っていますが、敢えて「放射性物質」を調査するとしたら、どの項目に入るのでしょうか？・・・大気質、水質、地下水、土壌、廃棄物に係ることかと思えます。</p>	<p>・放射性物質については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画です。 なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。</p>
10	第3章	1)環境関連法規制状況	3-47	<p>・「関係法令による指定規制の状況」の表中、水環境保全条例の水道水源保全地区について対象事業実施区域及びその周辺半径4kmにはない（×印がない）が、「ない」という状況が、実状から鑑みるとおかしい（誤って査定している）と言わざるを得ません。 万が一「水環境保全条例の水道水源保全地区」に指定されていないとしても、豊昇区久能の水源地が現に存在しているはずです。</p>	<p>・「水環境保全条例の水道水源保全地区」に指定されている水源は予備調査範囲内には存在せず、久能水源地についても、同条例に基づく指定はなされていません。 なお、久能水源は佐久水道企業団の水源地となっており、その旨、方法書ページ 3-16 文中、及びページ 3-18 図中に記載しています。</p>
11	第3章	6)砂防指定地 7)土砂災害警戒区域	3-53	<p>・「砂防法、土砂災害防止法に基づく指定状況」の図中、クリーンセンター建設予定地の東西の区域は「土砂災害警戒区域（Y 土石流）」に指定されている。特に東側の沢は「土砂災害特別警戒区域（R 土石流）」である。←←周辺が大変危険である地籍にクリーンセンター建設は不適當です。</p>	<p>・対象事業実施区域（建設候補地）は、今後、詳細な地質・地下水調査を行い、また、東西の警戒区域の降雨に対する流出特性等も把握する計画です。</p>
12	第3章	7)土砂災害警戒区域	3-53	<p>・アクセス道路「市道南北線」も長野高速道のすぐ北側（つまり守芳院の東側辺り）が「土砂災害警戒区域（Y 土石流）」に指定されている。←←大変危険です。</p>	<p>・土砂災害警戒区域において、道路走行上の規制はありませんが、万が一、災害が発生した場合は、仮設道路の整備、迂回路などにより対処していきます。</p>

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
13	第3章	7)土砂災害警戒区域	3-53	(因に、危険カ所の多いはずの豊昇、面替地籍に指定地域がないのは、不思議です。また、今までの行政の不手際でもあります)。	・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき急傾斜地崩壊危険区域に指定されている豊昇地区城ノ腰及び面替地区上尾崎地籍については、準備書以降の地域概況に係る説明の中で追加修正を行います。 なお、豊昇及び面替地区内に当該危険区域の他に急傾斜地崩壊危険箇所が指定され、防災対策を図っています。
14	第3章	3-1 気象の状況	3-62 ～3-63	・佐久地域気象観測所が佐久市役所にありますが、そして佐久市役所における風配図(平成23年のもの)が掲載されていますが、佐久盆地の真中の佐久市役所と、クリーンセンター建設予定地である平尾山北麓とでは、根本的に「風配」が異なっている可能性が極めて高いと言わざるを得ません。……平尾山を西端とし、森泉山を東端とする山脈が湾曲して東西に箕(みの)のように連なっており、その北面(まさに面替～豊昇である)の気流や気象は、佐久盆地中央とはまったく違っています。ここは春～夏の雨後～秋～冬には霧が発生し、箕(みの)のような山脈に囲まれて霧が動かないときがあります。これは、クリーンセンターからの煙ないしは、そこから発生した放射性物質などが停滞して、面替～豊昇～森泉山方面にやがて降ってくる可能性が大きいです。この地形の特徴や局地的な気象状況を、担当者は実際に見て、実感を持ってほしい。(地形がよく分かるのは草越～広戸の中間辺りの畑から見れば、一目瞭然です)。	・佐久地域気象観測所は、対象事業実施区域(建設候補地)に最も近接する気象観測所であることから、同観測所の風配図を掲載しています。対象事業実施区域(建設候補地)の気象については、今後、実施する現地調査を通じて把握する計画です。
15	第3章	1.河川・湖沼及びため池	3-64	・「主な河川の概要」(一級河川)として6つの河川が載っていますが、今回特に影響が及びそうな梨沢川や久能川がありません。単にマニュアル通りに近辺の一級河川を挙げたにすぎないと思います。いかにも、現状の調査をするという姿勢に欠けています。	・予備調査は、既存資料調査を中心に実施しています。主要な河川については、長野県の「河川調書」(平成11年、長野県)に基づき整理しています。準備書では、ご指摘の2つの河川も対象に整理します。
16	第3章	1.河川・湖沼及びため池	3-65	・図3-3-4の「河川、湖沼、ため池の現況」に森泉山頂にある弁天池(車で直行できる地点にある)が載っていません。方角や高さからして、偏西風の影響を受ける場所であり、水質を調査するには絶好の場所(上記「10」とも関係して)であることから、また、ここにはサンショウウオが棲息していることから是非加えるべきです。	・予備調査は、既存資料調査を中心に実施しています。ため池については、長野県の「河川調書」(平成11年、長野県)に基づき整理しています。準備書では、ご指摘の池も対象に整理します。水質項目では、工事中の濁水影響と施設供用時の施設排水の影響について影響検討を行います。

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
					ご指摘の弁天池は、対象事業実施区域（建設候補地）を含む、流域とは異なるため、上記影響を受けないと判断されるため、調査地点としては選定しません。
17	第3章	1)動物相の概要	3-74	・「動植物現地調査の対象範囲」が、建設予定地とその南東方面（平尾山方向）の長方形ですが、これでは不十分です。特に影響が懸念される面替・豊昇はほんのわずかしが入っていません。これはいかにも佐久市本意であり遺憾に思います。	・ページ 3-74 図 3-3-10 に示す調査範囲は、既存資料調査の対象範囲を表しています。動物、植物、生態系の現地調査範囲は、ページ 4-69 図 4-3-10 に示すとおり対象事業実施区域（建設候補地）を含む生態系を構成する最小単位である小流域の範囲を中心に、工事排水や雨水排水の放流先である湯川までを含めた範囲としています。
18	第3章	2)注目すべき動物	3-78	・面替や豊昇には絶滅危惧種であるアサギマダラ（蝶）を保護しようと、任意民間団体が食草の藤袴（フジバカマ）を植える活動をしています。このことをもきちんと把握していただきたい。	・動物の現地調査では昆虫類も対象とします。アサギマダラは絶滅危惧種ではありませんが、飛来地として保全活動を行っていることを踏まえ、調査範囲内における把握を行います。
19	第3章	3-5 自然環境の総合的な状況	3-87	・「3-5 自然環境の総合的な状況」で、‘主たる水系は対象事業実施区域の北側を流れる湯川である’と記していることから、しっかり調査すべきです。特に、建設地の東側の沢を南北に流れる「梨沢川」と、森泉山から湯川までの地域を東西に流れる「久能沢川」は長期に渡って丹念に調査すべきです。いわゆる「湯川」の本流よりも明らかにクリーンセンター建設に伴う影響が大きいからです。…また、この2つの河川（梨沢川・久能沢川）を調べれば、「汚染されている」ということばかりでなく、「クリーンセンターができて汚染されていない」ということが判明する調査の最も簡便な川でもあります。	・動物、植物、生態系の調査範囲は、対象事業実施区域（建設候補地）を含む生態系を構成する最小単位である小流域の範囲を中心に、工事排水や雨水排水の放流先である湯川までを含めた範囲としています。梨沢川と久能沢川は、上記小流域には含まれないことから、動物、植物、生態系の調査範囲には含めていませんが、久能沢川では、方法書案に係る説明会でご指摘いただいた内容を踏まえ、水質調査を実施します。
20	第3章	1.景観	3-88 3-89	・「主要な眺望景観」の調査は計画では建設予定地の北方や西に片寄りすぎます。なぜ、広戸地区ないしは草越地区（または、その中間地点）が入っていないのでしょうか。先にも述べましたように、建設地の様子やそれによる影響が強いと思われる平尾山～森泉山の山脈景観や煙の状況を、もっともよく把握できる場所であることを理解していただきたい。	・主要な眺望景観は、眺望点から対象事業実施区域（建設候補地）方向を眺望した際、その眺望景観に対する影響検討を行うものです。そのため、調査地点は、対象事業実施区域を視認できる眺望点を選定しています。対象事業実施区域の東側及び南側の眺望点からは、対象事業実施区域を視認することができないことを予備調査の中で確認しているため、選定していません。
21	第3章	2.文化財	3-90	・文化財に指定されてはいませんが、平尾山は山頂から全ての支脈に渡って、切れ間なく中世の山城や砦やそれに関わる遺構が存在しています。事実、平尾山中腹をめ	・対象事業実施区域(建設候補地)については、既にスキーム開発区域として埋蔵文化財調査を完了しています。

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				ぐる林道、守芳院から腰越地籍を通過し北パラダへ向かう市道建設やリゾート施設パラダ建設、スキー場開設で、(知る人ぞ知る)破壊がおこなわれてしまいました。また、クリーンセンター予定地は既に削平され駐車場などになっておりますが、実はこの尾根にも砦ないしは見張り台の跡が存在していました。(昭和50年代に筆者確認)。建設に伴う搬入・搬出道路がパラダとの関係で新たに造成されるとすれば、更なる破壊が危惧されます。	
22	第3章	1)大気汚染測定局	3-95	・図3-3-16「一般環境大気測定局位置図」にある小諸局(東信教育事務所)、佐久局(佐久合同庁舎)では不十分です。先にも述べた当該地域の局地的・特殊性を鑑みると、この2カ所は不十分というよりも、「不相当」です。	・一般環境大気測定局である小諸局及び佐久局は、予備調査範囲内に位置する測定局であるため、既存資料調査として、同局における過去5年間の測定結果を整理しています。新クリーンセンター建設に伴う大気質への影響検討に当たり、現況把握を行うには同2局での測定結果では不十分であるため、大気質については計12地点の現地調査地点を配置し、現況把握を行う計画です。
23	第3章	6)有害大気汚染物質	3-99	・小諸局(東信教育事務所)、佐久局(佐久合同庁舎)ともに「有害大気汚染物質の測定は実施していない」とありますが、諸般の事情はあるかとは思いますが、これは行政のあまりの怠慢です。是非、実施すべきです。特に3・11以来「放射性物質」については、その調査なくしては安全・安心とは言えません。(事実各地のクリーンセンターの主灰や飛灰からは、少量とはいえ必ず放射性物質が検出されています。「健康に差し支えない程度の少量です」というのが毎回の見解ですが、しかし、クリーンセンター周辺では、今後「ちりも積もれば山となる」で長期間に蓄積する可能性が大です。「安全です」と公の機関や公職の方は言わざるを得ないとは思いますが、その見解は、あまり信頼がおけそうもありません。その証拠にクリーンセンターや最終処分場のような施設は、市街地や人の多く住む場所は避けられています。	・長野県では、小諸局、佐久局は含まれていませんが、大気汚染防止法第18条の23の規定に基づき県内におけるベンゼン等の有害大気汚染物質の状況を把握するため、一般環境を6測定局(うち長野市分1局)、発生源周辺を1測定局、沿道を2測定局(うち長野市分1局)にて測定を行っています。新クリーンセンター建設に伴う環境影響評価では、工事用車両等の走行に伴う大気質への影響評価を行うため、沿道環境大気質調査項目の一つとしてベンゼンを選定しています。 ・放射性物質については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画です。 なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。
24	第4章	第1節 環境影響評価の項目の選定	4-1	・「第4章環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法(予備選定の結果)」として、「第1節環境影響評価の項目の選定」で、「長野県環境影響評価技術指針(平成10年)」の様式環境要因-環境要素関連表を基に「ご	・新クリーンセンター建設に伴い実施する環境影響評価は、長野県環境影響評価条例に基づき実施します。環境影響評価項目は、同条例及び技術指針を踏まえ、選定しています。

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>み焼却施設アセスメントマニュアル(昭和 61)」及び「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(平成 18)」等を参考に、「事業の特性及び地域の特性を考察し、表 4-1-1 の通り選定した」と記されていますが：……これは、どこの地域の、どこの調査でも当てはまる枕詞(まくらことば)的なことです。「事業の特性及び地域の特性を考察し」とは、今回の場合具体的にはどのような内容なのでしょうか。(たぶん、こまごまと述べられていることに言及されるとは思いますが…)</p>	<p>事業の特性については、方法書第 1 章及び第 2 章に記載しています。地域の特性については、予備調査結果を第 3 章に整理しています。</p>
25	第 4 章	第 1 節 環境影響評価の項目の選定	4-2	<p>・「表 4-1-1 環境影響評価の項目の選定」 大気質……「存在供用による影響」の影響要因「焼却施設の稼働」「廃棄物排出処理」のところで、影響要素が「廃棄物」だけなのは不備です。また、焼却施設の稼働(影響要因)に対して、環境要素の重点化項目として「環境基準が設定されている物質」「その他必要な項目」「悪臭」が挙げられているのは当然として、粉じん、水質の「その他必要な項目」「土壌汚染(その他必要な項目)」「残土物等の副産物」のところが未記入(つまり調査、予測及び評価を行なわない項目)となっているのは、いかにも杜撰(ずさん)です。←「その他必要な項目」ということで、是非必要なことは「放射性物質」がなければならないはずで、以前ならまだしも、「3・11 災害」での放射性物質のことを考えるならば、これは避けては通れない項目です。長野県内では千曲川沿いのどこの焼却炉からも放射性物質(セシウム)が検知されている実態からしても、これは調査項目の中に必要不可欠なものです。「国の法令にないから、国の基準がないから」という一言で、逃げないでいただきたい。</p>	<p>・環境影響評価で扱う「粉じん」は、工事中に発生する土ぼこり等の降下ばいじんを主な対象としています。存在・供用時では、降下ばいじんの発生は想定されないため、環境影響評価項目として選定していません。 ・存在・供用時の水質「その他必要な項目」については、新クリーンセンター稼働に伴い発生する施設排水は、すべてリサイクル利用する計画であり、新クリーンセンターの敷地外に放流しないことから、環境影響評価項目として選定していません。 ・存在・供用時の土壌汚染「その他必要な項目」については、新クリーンセンターの稼働に伴い土壌に対する影響要因として、煙突排ガスの排出に伴うダイオキシン類の影響が想定されます。この影響については、「環境基準が設定されている項目及び物質」で影響評価することから、「その他必要な項目」を環境影響評価項目として選定していません。 ・「残土等の副産物」は、工事中に発生する建設副産物を対象としており、存在・供用時では環境影響評価項目として選定していません。 ・放射性物質については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画です。 なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。</p>

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
26	第4章	第2節 選定の理由	4-4	<p>・表 4-2-2 環境影響評価の項目の選定理由（大気質・存在・供用による影響）について・・・「焼却施設の稼働」の環境の区分（「その他必要な項目」）のところが重点化項目（◎印：これはよい）とされ、選定項目の分類・根拠等として「対象事業実施区域及びその周辺は平坦へ地形ではなく、地形を考慮した環境評価が必要である」とし、「廃棄物の搬出処理」の選定項目の分類・根拠等の欄は「ー」印となっていますが、本来は「○」印であるべきです。また、根拠等の文言として「発生する主灰、飛灰を搬出するが、適切に処理することから、大気質への影響はきわめて少ないと考えられる」としていますが、「適切に処理する」ということが重要です。ところが、現段階では国においても、放射性物質（セシウム等）を含んだ物質を真に適切に処理できているとは言いがたい状況です。ここでいう「適切に処理する」とは、どういうことを意味しているのか表現されていません（示されていません）。</p>	<p>・存在・供用時の「廃棄物の排出・処理」は、新クリーンセンターの稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰等、廃棄物の排出・処理を対象とした影響要因です。焼却灰及び飛灰等の運搬に伴う大気質への影響については、影響要因「自動車交通の発生」で影響評価を行います。そのため、「廃棄物の排出・処理」は大気質の影響要因として選定していません。</p> <p>なお、焼却灰及び飛灰の処分先は、今後、処分場の安全性を十分検証したうえで決定します。</p>
27	第4章	第2節 選定の理由	4-8	<p>・表 4-2-10「悪臭による周辺環境への影響はないと考えられる」とありますが、その根拠は？この判断は楽観的であり、ご都合主義的な表現です。</p>	<p>・新クリーンセンター建設に当たり、悪臭影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。</p> <p>これ以外の影響要因については、悪臭項目で着目する特定悪臭物質及び臭気指数に影響を及ぼす可能性は小さいため、対象としていません。</p>
28	第4章	第2節 選定の理由	4-9	<p>・表 4-2-12「水質への影響はないと考えられる」とありますが、これも前項の件と同じです。現在どこのクリーンセンターでも（それが流動床式であるとか、ストーカ式であるとかにかかわらず）主灰及び飛灰から、放射性物質（セシウム）が出ているのが実態です。たとえそれが人体に影響ない程度であるとしても、クリーンセンターはこれから何十年間もそこに存在するわけで、微量でも「ちりも積もれば山となる」（蓄積する）のは必至です。従って、時を追って、調査を続ける必要があります。</p>	<p>・新クリーンセンター建設に当たり、水質への影響が想定される影響要因としては、焼却施設の稼働に伴う影響が挙げられます。これ以外の影響要因については、水質に対して影響を及ぼす可能性は小さいため、対象としていません。</p> <p>・放射性物質については、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画です。</p> <p>なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。</p>

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
29	第4章	第2節 選定の理由	4-24	<p>・表 4-2-32「施設の稼働に伴い廃棄物の発生が見込まれる」とありますが、その廃棄物の最終処分が課題です。現在も持ち込んでいる民間の最終処分場では心配です。</p>	<p>・施設稼働に伴い発生する焼却灰及び飛灰の処分先は、処分場の安全性を十分検証したうえで、今後、決定します。</p>
30	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-26	<p>・以下のページ——「環境設置基準が設定されている物質」について調べる」とありますが、再三再四指摘してきましたが、現在でも放射性物質（セシウム等）については、国による「環境設置基準が設定されている物質」に含まれていません。そのこと自体が国の対応の脆弱さを意味していますが、3・11災害以降の現在では放射性物質に関しては調査が最も必要な項目です。是非「放射性物質」について調べることを強く要請します。</p>	<p>・一般環境中の放射性物質に対しては、方法書作成時点で環境基準は設定されていません。また、長野県環境影響評価技術指針の中でも調査項目に示されていないものであり、今回の調査及び予測評価でも対象としない計画です。なお、環境影響評価とは別に、事業者の自主的な取り組みとして放射性物質に係るモニタリング調査を実施する計画です。</p>
31	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-27	<p>・大気質の現地調査——年間4季（各季1カ月間）は降下ばいじん、各季7日間連続は二酸化炭素、浮遊粒子状物質、ベンゼンとありますが、放射性物質についても調査が必要です。「国の基準にその項目がない」などと言っているのは、無責任です。</p>	<p>※意見 No.9 の見解と同じ</p>
32	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-28 4-29	<p>・測定項目に豊昇（梨沢公園）1.5km、豊昇（豊昇園付近）2.0km、豊昇（成穂寺付近）1.4km で一般環境大気質（降下ばいじん・二酸化イオウ・二酸化窒素・浮遊粒子状物質、炭化水素、ダイオキシン類）、地上気象（風向、風速、気温、湿度）となっていますが、……豊昇の広場（公園）と成穂寺とは直線にして200mほどしか離れていません。豊昇（成穂寺付近）1.4kmではなく、成穂寺墓地の上の尾根伝いに南東に上った愛宕山（通称「御岳山」）の頂上（更に南方へ尾根は続くが）に変更願いたい。この地点は豊昇の梨沢集落よりも高地にあり、クリーンセンター建設予定地からの煙、ばいじん、放射性物質の影響をもろに受ける可能性が高い地形です。観測地点としては、クリーンセンターの影響をあまり受けそうにない山裾にある成穂寺付近よりも調査には適地と言えます。（もっとも、調査で影響が少ないことを期待する場合にはそこが適当と思われそうですが、今回は「もし影響があったら困る」という観点からの調査であるはずです）。そこへは調査のために到達するのに</p>	<p>・愛宕山付近は、観測機材を運搬するための搬入路はありますが、観測機材を設置するための開けた場所が確保できないことや、周囲が樹林等で地上10m付近まで覆われているなど、地上気象観測に必要な条件を満たしていません。成穂寺付近は、豊昇地区の地形的な特徴を踏まえた気象状況の把握は十分可能なため、愛宕山付近への調査地点変更は行わないこととします。</p>

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				あまり支障はないところです。是非変更していただきたい。(あるいは近くでもっと適当な高所があれば、そこでもよいですが)。・・・なお、面替と豊昇区梨沢においては「悪臭」の調査をお願いします。これは偏西風によって煙や排出物が飛来する可能性が一番高い地域であるからして、至極当然のことであると思います。	
33	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-49	・表 4-3-26「久能沢下流部」「久能水源地付近」について「生活環境項目」「健康項目」「ダイオキシン類」の調査が行なわれるのは至極妥当です。	—
34	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-55	・表 4-3-35(1)(2)「土壤汚染調査」を梨沢公園・豊昇園付近で実施し、土壤の汚染に係わる環境基準項目(カドミウム、鉛、水銀、ダイオキシン類)について調査を実施していただけるようですが、何回も今までに述べてきたように、3・11災害による放射性物質(セシウム等)の調査をも是非加える必要があります。理由は再三再四繰り返してきたとおりです。	※意見 No.9 の見解と同じ
35	第4章	第3節 調査、予測及び評価の手法の選定	4-26 ～4-59	・あらゆる調査に次の地点を加える必要があります。——平尾山の山頂(またはその中腹の白山頂上)・・・地図を見ても明らかですが、草越と広戸の中間地点の畑付近から見れば更に明確に分かりますが、平尾山はクリーンセンターのすぐ上で影響を受けやすい高地です。平尾山頂上(または中腹の白山頂上)で無理ならば、少なくともクリーンセンターの上で平尾山頂に連なる尾根上で調査観測する必要があります)。	・大気質、悪臭及び土壤汚染の予測精度を、更に向上させるため、スキー場グレンデ山頂部での地上気象観測地点を追加します。
36	第4章	第1節 環境影響評価の項目の選定	4-1 ～4-2	・<セシウム等の放射性物質の調査も項目の中に入れるべきである>3・11の震災以前であるならば、この環境アセスメントの内容でも許容範囲かとも思いますが、しかし、あらゆるクリーンセンターで放射性物質(セシウム)が検出されている実態からして、このアセスメントの内容には是非とも「放射性物質」の調査を加える必要があります。人体に影響を及ぼさない微量な程度であるということで、全ての事例において発表されていますが、たとえ微量でもクリーンセンターから何十年も放射性物質が放出されるとするならば、「塵も積もれば山」	※意見 No.9 の見解と同じ

No.	方法書での該当箇所			意見書の原文	意見等に対する事業者の見解
	章	項目	ページ		
				<p>となります(蓄積されます)。放射性物質については、「国の環境基準が設定されている物質以外であるから」「国においても評価基準がないから」「(たとえば大気汚染の項目で)影響を技術指針に示された予測式(大気拡散式等)を用いて予測できないから」「放射性物質については、技術指針がないから予測できないので」「調査の技術指針が示されていないから」「法令がないから」ということで実施しないということにならないように強く要請します。また、「大気質」「水質」「土壌汚染」の要素をみると、いずれも「環境基準が設定されている物質」の他に「その他必要な項目」という一行があります。これに「セシウム等の放射性物質」は該当するはずですが、更に、クリーンセンターの建設の「以前」と「以後継続的に何年間か」の放射性物質の調査結果の比較ができることも大きな意味を持っていることを十分考慮すべきです。以上の理由からも、「セシウム等の放射性物質の調査」も項目の中に入れるべきことを重ねて指摘しておきます。</p>	